

～西原町立坂田幼稚園は認定こども園に変わります～

令和5年度 西原町
公私連携幼保連携型認定こども園
坂田こども園利用案内

【1号認定・2号認定】



※2号認定（保育認定）についても本資料で記載をしていますが、入園申込みの詳細については保育所等入園案内をご確認ください。

坂田こども園 令和5年度入園希望者当初申込受付

【坂田幼稚園在園児】

進級を希望する在園児も、申込みが必要になります。

- ◆受付期間：令和4年10月11日(火)～10月31日(月)
- ◆提出先：坂田幼稚園

【新規申込み幼児】

- ◆受付期間：令和4年10月11日(火)～10月31日(月)
(土日祝祭日を除く)
午前9時00分～午後5時00分(昼12時～13時を除く)
- ◆受付場所：西原町役場こども課
※郵送で申込みする場合は受付期間内消印有効



注意

保育認定(2号認定)を希望される場合は、保育所等の申込みと同様に保育の必要性に応じ利用調整(入所選考)を行います。

【令和5年度保育所等入所案内をご確認ください】

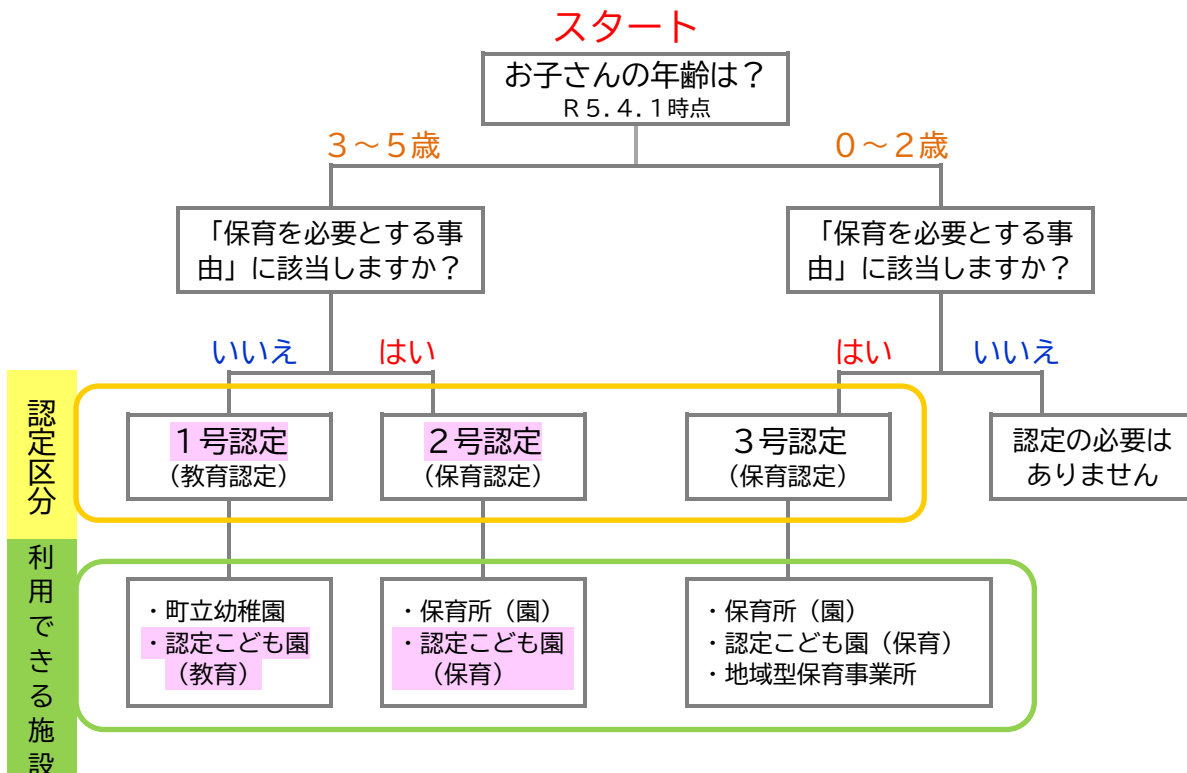
1. 教育・保育認定について

教育・保育施設を利用するには、西原町から「教育・保育給付認定」を受け「施設利用の承諾」を受ける必要があります。

「教育・保育給付認定」については、幼児の年齢や保育の必要性に応じて、下記の区分に分類され、それぞれの区分により利用できる施設や時間が決まっています。

認定区分	1号認定 (教育認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)
年齢	3歳～5歳	3歳～5歳	0歳～2歳
保育の必要性	なし	あり	あり
対象となる児童	保育を必要とせず、教育を希望する幼児	保護者の就労や疾病等の理由により保育を必要とする幼児	
保育必要量	教育標準時間	保育標準時間 又は 保育短時間	
利用できる施設	幼稚園 認定こども園(教育)	認可保育園 認定こども園(保育)	認可保育園 認定こども園(保育) 地域型保育事業所

あなたの認定区分は？利用できる施設は？



保育を必要とする事由

- ①就労 ②妊娠出産 ③疾病・傷病 ④看護・介護 ⑤災害復旧
 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧育児休業 ⑨虐待・DV 等
 ※詳細は令和5年度保育所等入所案内をご覧ください。

2. 坂田こども園の利用について

西原町立坂田幼稚園は、令和5年度から公私連携幼保連携型認定こども園へ移行します。
(運営法人：学校法人大庭学園)

(1) 令和5年度対象幼児

5歳児 平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ
4歳児 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ
3歳児 平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ



(2) 利用定員(予定)

クラス年齢	クラス数	合計	1号認定	2号認定
			5歳児	3
4歳児	1	30	8	22
3歳児	1	15	5	10

(3) 利用時間

	曜日	8:15	14:00	18:15	
1号認定	月～金	教育時間			
1号認定+ 一時預かり保育	月～金	教育時間		一時預かり保育 原則一時的な利用に限る	
2号認定 (標準時間)	月～土	保育標準時間(11時間)			延長保育 (平日のみ)
2号認定 (短時間)	月～土	時間外 保育	保育短時間(8時間)	時間外 保育	延長保育 (平日のみ)

7:15 8:15 16:15 18:15 19:15

◎1号認定について、教育時間終了後の預かり保育の実施はありませんが、冠婚葬祭等やむを得ず保育の必要となる場合、一時預かり保育を実施します。(原則、恒常的な利用は除きます)

◎2号認定の「標準時間」と「短時間」、「延長保育」と「時間外保育」については令和5年度保育所等入所案内をご覧ください。

参考 保育必要量の区分(標準時間と短時間)

保護者の状況に応じて保育の利用時間を以下の2つの区分で認定します。

利用区分	保護者の状況	保育時間
保育標準時間	○勤務時間もしくは就学時間が1週間あたり30時間以上 ○妊娠・出産 ○疾病に該当	最長11時間
保育短時間	○勤務時間もしくは就学時間が1週間あたり16時間以上 30時間未満 ○求職活動中 ○育児休暇取得中	最長8時間



(4) 利用者負担(保育料等)について

【保育料】 令和元年10月から幼児教育・保育無償化により、3歳児～5歳児クラスの幼児の保育料は無料となっています。

【給食費】 給食費(主食費+副食費)は施設で徴収します。

○ 1号認定 月額 5,000円(主食費 500円+副食費 4,500円)

○ 2号認定 月額 6,000円(主食費 500円+副食費 5,500円)

ただし、副食費については以下の要件に該当する場合免除となります。

市町村民税所得割額 (保護者合算)	1号認定	2号認定
57,700円未満	副食費免除	副食費免除
77,101円未満		副食費徴収 (第3子の場合は免除)
77,101円以上	副食費徴収 (第3子の場合は免除)	

※税額控除のうち「住宅借入金等特別控除」「寄附金税額控除」「配当控除」「配当割・株式譲渡所得割額控除」「外国税額控除」は、副食費免除算定の際の控除対象となりません。

毎年9月が副食費徴収・免除判定の切り替え月となります

【参考】令和5年度副食費の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度市町村民税額で判定 (令和3年中の収入)					令和5年度市町村民税額で判定 (令和4年中の収入)						

【一時預かり保育料】

1号認定を受けた幼児が、急な用事等(冠婚葬祭など)で一時的に14時以降の保育が必要となる場合、平日(月曜～金曜)の教育時間終了後から18時15分まで利用が可能です。また、同様に、長期休業中に、保育が必要となる場合も、平日(月曜～金曜)の8時15分から18時15分まで利用が可能です。(いずれも恒常的な利用は原則できません。)

○平日の14時～18時15分までの利用料金 450円/日

○長期休業中の利用の利用料金

・8時15分から14時00分までの利用料金 550円/日

・14時00分から18時15分までの利用料金 450円/日

(8時15分から18時15分まで利用の場合は 550円+450円=1,000円/日)

【時間外保育料・延長保育料】

時間外保育料:保育短時間認定の幼児が7:15～8:15、16:15～18:15の時間帯の保育を利用する場合

1時間 150円 ・ 月契約 4,500円

延長保育料:18:15～19:15の時間帯の保育を利用する場合

1回利用 300円 ・ 月契約 3,000円

【その他実費徴収】 教材費等の料金については、今後内定者にご連絡します。(2月頃予定)

3. 利用調整(入所選考)について

●坂田幼稚園在園児(現4歳児)



令和5年度の特例措置!

引き続き坂田こども園に入園を希望する場合は、原則進級できます。

- ・現在教育認定(14:00まで)の方・・・1号認定でお申し込みください。
- ・現在預かり保育を利用されている方・・・2号認定でお申し込みください。

※ただし、入園時の家庭状況(保育を必要とする事由に該当するかどうか)によって認定区分は変わります。

●新規入園児

町内全域から入園申込みが可能ですが、小学校からは指定校区があります。ご注意ください。

1号認定

坂田小学校区内の幼児を優先とします。

定員を超える申し込みがあった場合は、抽選となる場合があります。

(抽選となった場合は、対象者へ通知します。)

※1号認定について、教育時間終了後の一時預かり保育については、原則「一時的な利用」しか認められません。

2号認定

保育所の入所選考と同様に基準点の高い幼児から内定します。

基準点が同点の場合は、坂田小学校校区の幼児を優先とします。

入所基準の詳細は令和5年度保育所等入所案内をご確認ください。

4. 坂田こども園入園申し込みについて

	認定区分	提出書類等	申込書提出先	申込期間 ※郵送の場合は、期間内消印有効
令和4年度 坂田幼稚園在園児	1号	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定申請書兼現況届 <input type="checkbox"/> 坂田こども園入園に関する確認票	坂田幼稚園	令和4年 10月11日(火) ～ 10月31日(月)
	2号	保育所入所申込みと同じ書類が必要です。 <input type="checkbox"/> 教育・保育認定申請書兼現況届 <input type="checkbox"/> 令和5年度保育所等入所申込書(ピンク色) <input type="checkbox"/> 保育の必要な事由を証明する書類 (勤務証明書等) <input type="checkbox"/> 入所申込み確認及び同意書 詳細は令和5年度保育所等入所案内をご確認ください。		
新規申込 園児	1号	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定申請書兼現況届 <input type="checkbox"/> 坂田こども園入園に関する確認票	西原町役場 こども課	令和4年 10月11日(火) ～ 10月31日(月)
	2号	保育所入所申込みと同じ書類が必要です。 <input type="checkbox"/> 教育・保育認定申請書兼現況届 <input type="checkbox"/> 令和5年度保育所等入所申込書(黄色) <input type="checkbox"/> 保育の必要な事由を証明する書類 (勤務証明書等) <input type="checkbox"/> 入所申込み確認及び同意書 詳細は令和5年度保育所等入所案内をご確認ください。		



その他必要に応じて提出いただく書類

(1) 保育料・副食費算定に必要な書類

- 令和4年1月2日以降に転入された方……令和4年度所得課税証明書(令和3年中収入分)
 - 令和5年1月2日以降転入される方 } 令和4年度所得課税証明書(令和3年中収入分)
 - 単身赴任等で町外に住民票のある方 } 令和5年度所得課税証明書(令和4年中収入分)
- ※令和4年1月1日時点で西原町に住民票がある方は提出不要です。

(2) 世帯状況の確認に必要な書類

- 生活保護世帯……生活保護受給者証
- ひとり親世帯……児童扶養手当受給者証、母子及び父子家庭等医療費受給者証、遺族基礎年金受給者証のコピー等、又は離婚日が記載されている戸籍謄本
- 障がい者(児)のいる世帯……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証、障害基礎年金受給者証などのコピー

(3) 発達支援保育を希望される場合

- 【対象幼児】 発達が気になる幼児及び心身に障がいのある幼児で、集団生活において支援が必要な幼児
- 【提出書類】 過去1年以内の発達検査等の結果、診断書、療育手帳、特別児童扶養手当証書等の写し(いずれもない場合はこども課幼稚園こども園係へご相談ください)
 情報提供の同意書
 幼児の状況調査票
- 【入園判定】 西原町発達支援保育実施会議の審査を経て、入園可否及び発達支援保育の可否について、決定します。